

日本の農福連携とドイツの社会的農業（ソーシャル・ファーム）

ーソーシャル・ファーム（社会的企業）の視点をふまえてー

○ 広島大学大学院 細川富美子 (009707)

キーワード3つ：農福連携 ・ 社会的農業 ・ ソーシャル・ファーム

1. 研究目的

「農福連携」とは、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組である（農林水産省・農福連携推進会議 2019）。日本の農福連携は、ドイツにおける社会的農業（ソーシャル・ファーム Social Farming：独語 Sozial Landwirtschaft）に類似した取組だと考えられる。発表者は第68回秋季大会において『ドイツにおけるソーシャル・ファーム（社会的農業）ー日本の農福連携に活かせる実践ー』と題して E-Poster 発表をし、①計画的な職業訓練の取組の重要性、②天候に関わらず継続して作業できる工夫の必要性、③ソーシャル・ファーム（社会的企業 Social Firms：独語 Soziale Unternehmen、→「4.研究結果」参照）としての視点の必要性、の三点が農福連携を持続・発展させるために不可欠であると考察した。

本研究では、これらの考察のうち、「③ソーシャル・ファームとしての視点の必要性」について検討した。日本の農福連携とドイツの社会的農業双方のこれまでの調査結果について、ソーシャル・ファームの視点に立って比較し、農福連携の取組の持続・発展について考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、日本の農福連携とドイツの社会的農業について、ソーシャル・ファームの視点に立って比較検討し、農福連携の取組の持続・発展を推進させる視点で行なっている。

本研究の方法は、①ソーシャル・ファームの考え方の確認、②農福連携についての調査結果の確認、③ドイツの社会的農業についての調査結果の確認、④①～③により日本の農福連携とドイツの社会的農業を比較検討し、農福連携の取組の持続・発展について考察すること、である。

3. 倫理的配慮

本研究においては、「日本社会福祉学会研究倫理規定」および「日本社会福祉学会研究倫理規定にもとづく研究ガイドライン」に従い、特に調査協力者に対しては「2.調査研究の実施」の項目に従い、「1.倫理的配慮」を行いながら進めている。また、本研究は、所属機関である広島大学大学院人間社会科学研究科倫理審査委員会の承認（承認番号：HR-HUM-000482、承認日：2022年9月26日）を得ている。なお、本発表に関連して開示す

べき利益相反はない。

4. 研究結果

ソーシャル・ファームとは、「社会的企業的一种で、障害者など労働市場において雇用されることに不利がある人々を雇用することを目的としており、一般就労という障害者などの社会参加の究極の目標の達成と、民間企業の導入による社会保障費の抑制の手段として世界的に期待がもたれている（寺島彰『わが国のソーシャル・ファームを発展させるための考察』浦和論叢 2014, pp.63-83)」。なお、ヨーロッパではソーシャル・ファームは、①障害のある人々あるいは労働市場で不利な立場にある人々を雇用するために作成されたビジネスである、②マーケット志向の商品やサービスの生産を利用して社会的使命を追求するビジネスである（収入の50%以上が商取引による必要がある）、③従業員の相当数（最低30%）は障害のある人々あるいは労働市場で不利な立場にある人々である、④すべての労働者にはどのような生産能力であれ仕事に適した市場レートの賃金または給与が支払われる、⑤仕事の機会は不利な立場にある従業員と不利な立場にない従業員の間で等しくなければならない、すべての従業員は同等の雇用の権利と義務を持っている、（Social Firms Europe CEFEC）と定義づけられる。

農福連携の取組事例の中には、農業分野に進出する特例子会社もある。特例子会社の制度は、障害者の雇用の促進および安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率（2024年4月から、40人以上の民間企業では障害者の法定雇用率は2.5%）を算定できることとしている。条件として、雇用される障害者が5人以上で全従業員に占める割合が20%以上であること、雇用される障害者に占める重度身体・知的・精神障害者の割合が30%以上であることなどが設定されている。（厚生労働省『「特例子会社」制度の概要』2007）

ドイツの社会的農業は19世紀には設立されたが、1960～70年代に閉鎖または「保護された（sheltered）作業所=WfbM（Werkstatt für behinderte Menschen）」に変わった。80年代後半からは、市場で高品質の製品を販売することや有機食品を育てることが目標となっている。社会的農業の形態は、①Free Social Services（慈善組織等）②Public Social Services ③Other Social Services（財団等）の3種に分類できる（Elsen・Kalisch『Social Farming in Germany』有機農業研究所（FiBL）報告書2007）。

5. 考察

日本の農福連携とドイツの社会的農業を比較すると、いずれも就労困難を抱えた人々の就労機会の拡大のための取組である。取組の持続・発展を考えたとき、民間企業導入によるソーシャル・ファームの形態は重要であり、特例子会社の制度の活用も有効である。また、ドイツでの有機食品も含めて高品質の物を販売するという目標は、今後の日本の農福連携の持続・発展のためにも大いに取り組みたいことであると考えられる。